

協議の結果(各地区)

[資料 1]

参考様式第5-1号

石 農 政 第 6 0 号
令和 6 年 5 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

石狩市長 加藤 龍幸

市町村名 (市町村コード)	石狩市 (01235)
地域名 (地域内農業集落名)	石狩地区 (五の沢、高岡、北生振、八幡、大曲、美登位)、(生振、志美、花畔、樽川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月7日、令和6年3月15日 (第1回)、(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本市の農業従事者数は、平成12年の1,843人から、令和2年は641人と半数以上減少し、年齢別でも60歳以上が全体の62%を占めていることから、今後農業者の減少と高齢化が進むことで担い手不足が深刻化することが想定される。また、経営耕地面積が直近5年間(H27→R2)で約11%減少し、後継者不足で耕作放棄地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者の確保・育成が必要であり、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、各地域の状況に応じた取り組みと市外からの農業法人の受入れを検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業登録者:446人(R6.3月農業委員会調べ)

団体経営体:個人121経営体、法人8経営体(H29.6月人・農地プラン)

主な作物:水稲、ブロッコリー、小麦、ミニトマト、馬鈴薯、生乳、人参、大根、キヌサヤエンドウ

【地域に関すること】

- ・農業者の高齢化が進み担い手不足による農業者が減少。
- ・新規就農者が高岡に集中しているため、畑地かんがいについて水の確保が難しくなっている。
- ・用水路等の老朽化が顕著に現われ、将来農業を続けていくためには、基盤整備が重要である。
- ・高低差により排水機能がうまく機能していない。
- ・生振は、農家減少により農地及び水路の維持ができなくなる。
- ・花畔、樽川は、農地の単価が高いため、若い人が簡単に借りれない。
- ・生振の農地は、大部分が畑地化認定されたことから、水田の作付けが難しくなる。
- ・シカによる農業被害が増加しており、対策が追いつかない状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、機械の共同利用を進めたい。
- ・新規就農者が参入しやすい環境づくりに取り組みたい。
- ・有機農業など環境に配慮したことも検討すべきである。
- ・事業継承でもUターンがベストの手段として地域で検討していきたい。
- ・個人では限界があり、グループ化や法人化を検討していきたい。
- ・高収益作物や作物のブランド化を図るべきである。
- ・マッチングを積極的に行い、耕作放棄地を防ぐ。
- ・空き家住宅を農泊として利用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,101.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,858.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農地の活用を促進する。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域の経営農地の集積・集約化を目指し、貸し手・借り手にかかわらず、原則として、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、補助金等を活用して老朽化した農道の整備、用排水路、利・排水ポンプ施設等の基盤整備に取り組むほか、多面的機能支払交付金事業を活用し、計画的な水路等の補修や維持・管理に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、JA、農業総合支援センターと連携し、既存の担い手に農地を集積・集約し、認定農業者や新規就農者の育成・確保に努め、地域の農地を守る。また、労働力不足を補うため、外部からの雇用も含め、機械の共同利用(法人化等)を積極的に検討し、経営規模や作物に合ったスマート農業技術やデジタル技術の導入により省力化や効率化を進め、農業経営の安定化を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の共同化や作業委託について、今後集落内で検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①シカの被害が拡大しないよう国の補助金を活用し電気柵を設置する。
③防除についてはドローンを活用し、スマート農業技術やデジタル技術の導入により、農作業の負担軽減や効率的な農業経営を目指す。
⑦多面的機能支払交付金事業に継続して取り組み、集落内の農地の保全、管理を実施する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

石狩市長 加藤 龍幸

市町村名 (市町村コード)	石狩市 (01235)
地域名 (地域内農業集落名)	厚田地区 (聚富、望来、嶺泊、古潭、厚田、別狩)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本市の農業従事者数は、平成12年の1,843人から、令和2年は641人と半数以上減少し、年齢別でも60歳以上が全体の62%を占めていることから、今後農業者の減少と高齢化が進むことで担い手不足が深刻化することが想定される。また、経営耕地面積が直近5年間(H27→R2)で約11%減少し、後継者不足で耕作放棄地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者の確保・育成が必要であり、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、各地域の状況に応じた取り組みと市外からの農業法人の受入れを検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業登録者:182人(R6.3月農業委員会調べ)

団体経営体:個人90経営体、法人1経営体(H30.2月人・農地プラン)

主な作物:水稻、肉豚、小麦、生乳、南瓜、メロン、馬鈴薯、てん菜、アスパラガス、大豆

【地域に関すること】

- ・農業者の高齢化が進み担い手不足による農業者が減少。
- ・中山間地域のため、今後条件の悪い圃場から耕作放棄地になることが想定される。
- ・用水路等の老朽化が顕著に現われ、改良区がないので、水利組合での維持管理上の問題がある。
- ・所有者不明の土地が多いので荒廃地が目立つ。
- ・耕作地が分散しており、手間がかかり作業効率が悪い。
- ・シカによる農業被害が増加しており、対策が追いつかない状況である。
- ・機械や資材等が高騰しており、農業経営はお金が掛かり過ぎで将来性がないと感じる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、機械の共同利用を進めたい。
- ・新規就農者が参入しやすい環境づくりに取り組みたい。
- ・機械の初期投資が掛からないように仕組化したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,711.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,662.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農地の活用を促進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の経営農地の集積・集約化を目指し、貸し手・借り手にかかわらず、原則として、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区には土地改良区がないため、各水利組合において維持・管理をしている状況であり、今後は農地中間管理機構の事業を活用し、地区内の農地の集積・集約化を図る。また、多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業を活用し、計画的な水路等の補修や維持・管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、JA、農業総合支援センターと連携し、既存の担い手に農地を集積・集約し、認定農業者や新規就農者の育成・確保に努め、地域の農地を守る。また、労働力不足を補うため、外部からの雇用も含め、機械の共同利用（法人化等）を積極的に検討し、経営規模や作物に合ったスマート農業技術やデジタル技術の導入により省力化や効率化を進め、農業経営の安定化を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の共同化や作業委託について、今後集落内で検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカの被害が拡大しないよう国の補助金を活用し電気柵を設置する。
 ⑦多面的機能支払交付金事業に継続して取り組み、集落内の農地の保全、管理を実施する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

石狩市長 加藤 龍幸

市町村名 (市町村コード)	石狩市 (01235)
地域名 (地域内農業集落名)	浜益地区 (柏木、川下、実田、御料地、幌)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本市の農業従事者数は、平成12年の1,843人から、令和2年は641人と半数以上減少し、年齢別でも60歳以上が全体の62%を占めていることから、今後農業者の減少と高齢化が進むことで担い手不足が深刻化することが想定される。また、経営耕地面積が直近5年間(H27→R2)で約11%減少し、後継者不足で耕作放棄地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者の確保・育成が必要であり、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、各地域の状況に応じた取り組みと市外からの農業法人等の受入れを検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業登録者:127人(R6.3月農業委員会調べ)

団体経営体:個人30経営体、法人1経営体(H29.10月人・農地プラン)

主な作物:水稲、和牛、ピーマン、ササゲ、小麦、メロン、馬鈴薯、南瓜

【地域に関すること】

- ・農業者の高齢化が進み担い手不足による農業者が減少。
- ・中山間地域のため、畑作は作業効率が1.5倍の労力がかかる。
- ・用水路等の老朽化が顕著に現われ、整備されないところもあり、維持管理上の問題がある。
- ・働き手の募集はしているが、住居問題等がある。
- ・規模拡大にしても個人経営では限界がある。
- ・シカによる農業被害が増加しており、対策が追いつかない状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、機械の共同利用を進めたい。
- ・土地利用型作物の省力化を図るため、ドローン等によるスマート農業を進める。
- ・農地の環境保全を地域一体となって取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	726.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	641.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農地の活用を促進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の経営農地の集積・集約化を目指し、貸し手・借り手にかかわらず、原則として、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地形的に基盤整備をするには難しいところもあり、老朽化した用排水路等の維持・管理も厳しい状況であり、今後は農地中間管理機構の事業を活用し、地区内の農地の集積・集約化を図る。また、多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業を活用し、計画的な水路等の補修や維持・管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、JA、農業総合支援センターと連携し、既存の担い手に農地を集積・集約し、認定農業者や新規就農者の育成・確保に努め、地域の農地を守る。また、労働力不足を補うため、外部からの雇用も含め、機械の共同利用（法人化等）を積極的に検討し、経営規模や作物に合ったスマート農業技術やデジタル技術の導入により省力化や効率化を進め、農業経営の安定化を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の共同化や作業委託について、今後集落内で検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

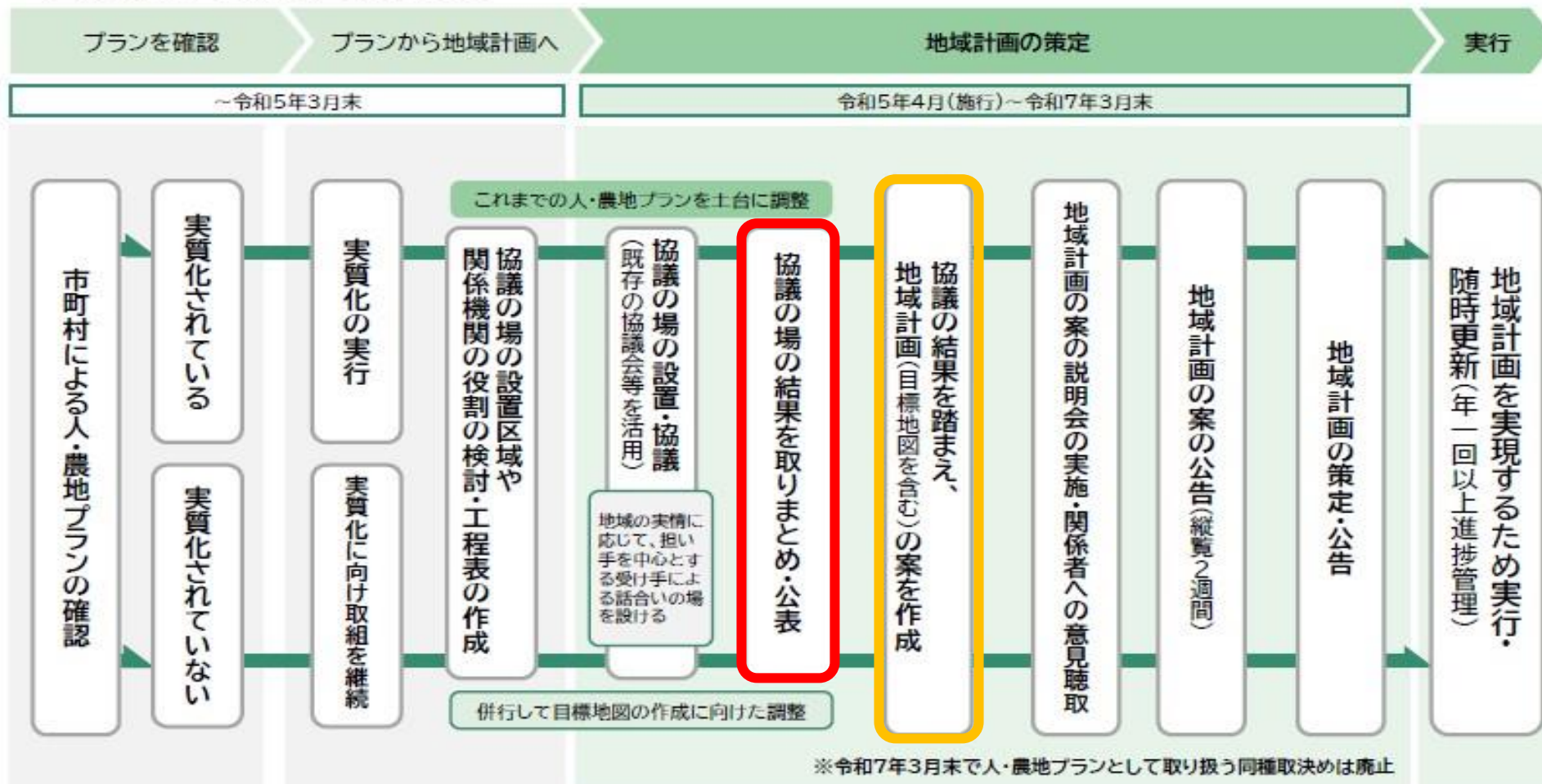
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカの被害が拡大しないよう国の補助金を活用し電気柵や防止柵等の設置に取り組む。
 ③企業を巻き込んだスマート農業技術やデジタル技術の導入により、農作業の負担軽減や効率的な農業経営を目指す。
 ⑦多面的機能支払交付金事業に継続して取り組み、集落内の農地の保全、管理を実施する。

地域計画の策定・実行までの流れ

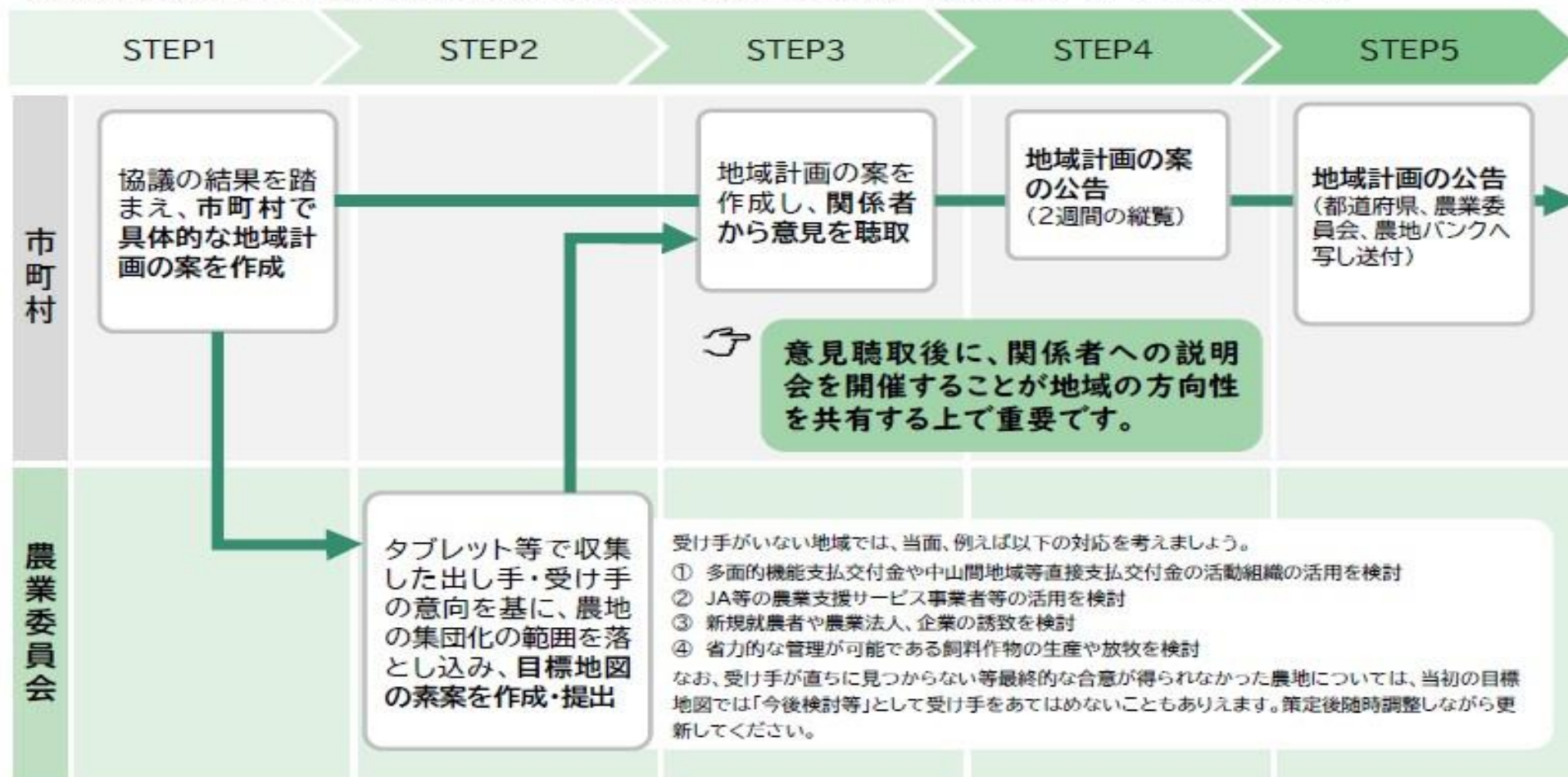
基本構想を策定している市町村は、市街化区域(他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く)等を除いた区域を対象に地域計画を策定します。



地域計画の策定手順

協議の場で行きまとめた方針を再確認し、以下の手順を進めていきましょう。

地域計画(目標地図を含む)は、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくように進めていくことが重要です。



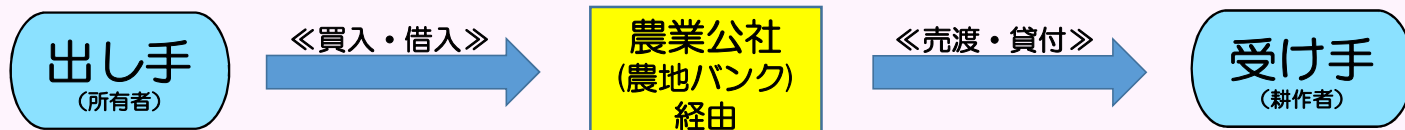
農地を売買・貸借される皆様へ

農地の売買・貸借の仕組みが変わります！

関係法令の改正に伴い、**令和6年4月以降**、地域計画※を策定した市町村における農地の売買・貸借は、**原則として北海道農業公社(農地バンク)経由になります**

※ 地域計画とは、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画

令和6年4月以降の農地の権利設定手法



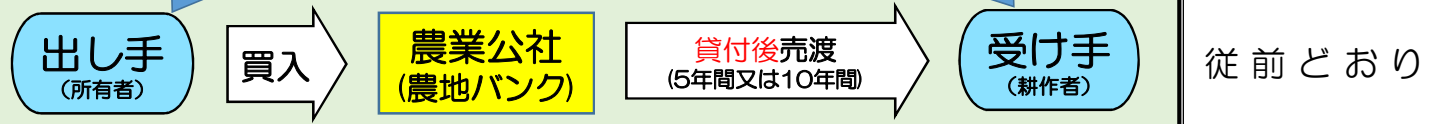
(注) 農業委員会のあっせん等に基づく農地法第3条の売買・貸借も従前どおり行うことができます

売買(農地売買等事業)

貸付タイプ

農地を売りたい

農地がほしいけど…
今すぐには買えない



上記タイプのほか、地域のニーズを踏まえ、令和6年4月より農業公社の売買メニューを拡充しました！

即売りタイプ

農地を売りたい

農地を今すぐには買いたい



※ 即売りタイプは地域計画策定後より適用します

貸借(農地中間管理事業)

農地を貸したい

農地を借りたい



農業公社（農地バンク）では、事業運営経費に充てるため、事業を活用する方に手数料をご負担いただいておりますが、令和6年4月に手数料の一部を見直しました。
なお、今後補助金や事業量の増減、運営状況などによっては再度見直しを検討します。

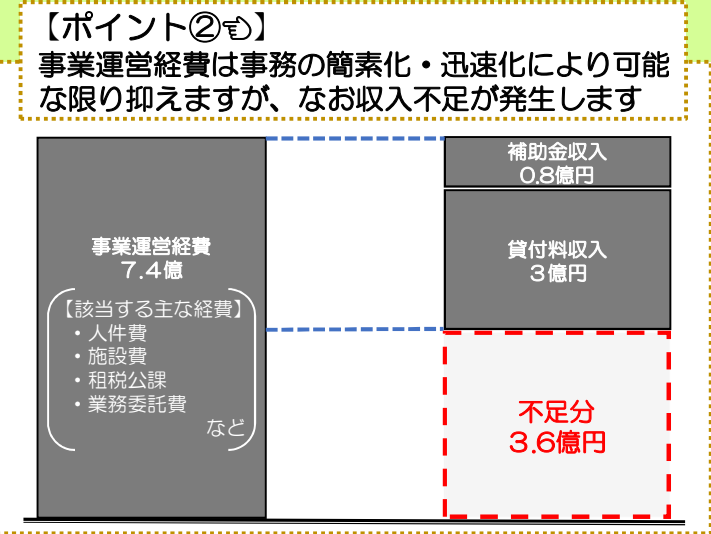
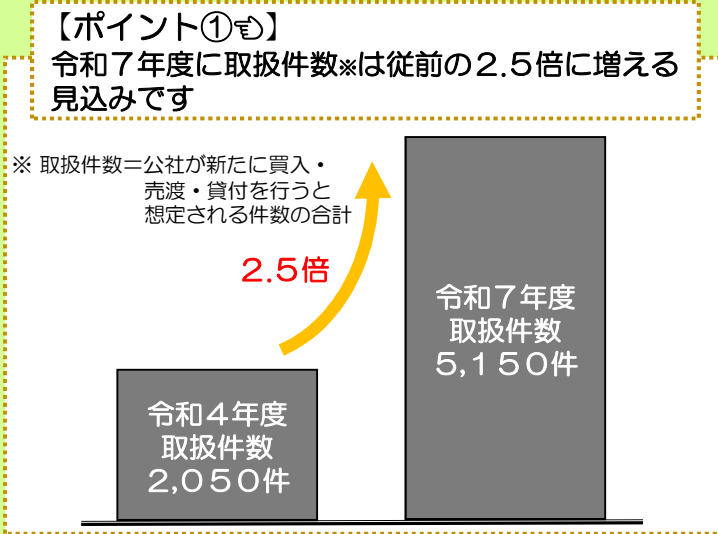
売買（農地売買等事業）

【従 前】				（税別）
区 分			手数料・貸付料	
出し手			買入価格の2%	
受け手	貸付	5年	買入価格の2%	
		10年	買入価格の2.75%	

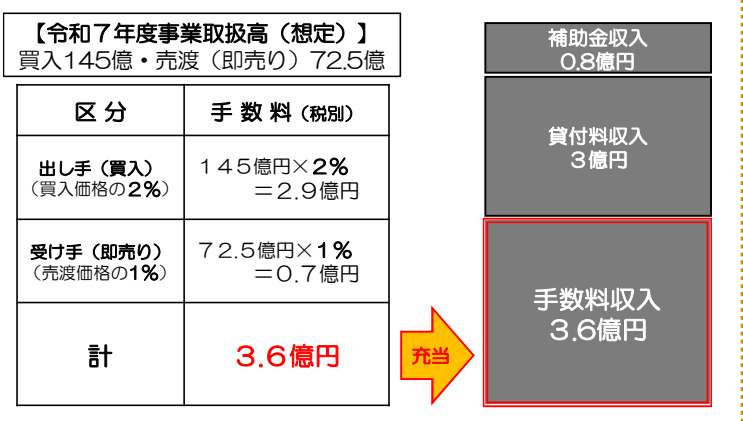
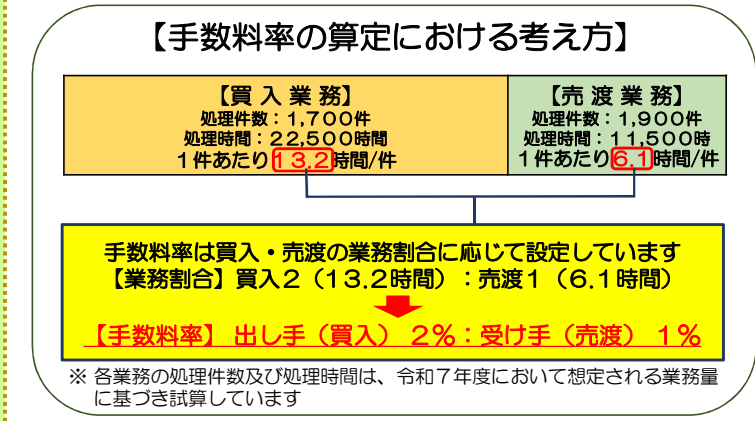
※ 5年＝公社より5年間貸し付けた後に売渡し（10年も同様）
※ 貸付期間中は貸付料等を毎年1回ご負担いただきます
※ 買入価格＝公社買入価格

【令和6年4月以降】				(税別)
区 分			手数料・貸付料	
出し手			買入価格の2%	
受け手	貸付	5年	買入価格の1%	
		10年		
	即売り		売渡価格の1%	

※ 令和6年4月以降、公社が新たに買入れする案件より適用します
※ 貸付期間中は貸付料を毎年1回ご負担いただきます
※ 「即売り」は地域計画策定後より適用します
※ 売渡価格＝公社売渡価格＝公社買入価格



【ポイント③㊦】
事業を継続的・安定的に実施するために、不足分（3.6億円）を補う財源として手数料のご負担をお願いします
なお、手数料は買入れ・売渡しに伴う業務の割合に応じて手数料率を設定しました



貸借（農地中間管理事業）

【従 前】		（税別）
区 分	手 数 料	
出し手	賃料の1%	
受け手	賃料の1%	

※ 賃貸借期間中は毎年1回ご負担いただきます

【令和6年4月以降】		（税別）
区 分	手 数 料	
出し手	負担なし	
受け手	負担なし	

※ 令和6年4月以降、公社が新たに借入れする案件より適用します

農業公社（農地バンク）が行う事業の特長及びメリット措置について

売買（農地売買等事業）

農地売買等事業の特長

- ◎ 土地売買代金は、農用地利用集積等促進計画が公告された後、速やかに（原則公告日より1か月以内）お支払いします。
- ◎ 農業公社から売渡しを受ける際の**所有権移転登記申請手続きは公社が行います。**
登記申請における**登記手数料の負担はありません。**※ 実費（登録免許税）は別途ご負担いただきます。

農地売買等事業のメリット措置

※ メリット措置については各種要件を満たす必要がある場合があります

《 出し手 》

【譲渡所得税に係る特別控除制度】 ※農地を売った場合の課税の特例（譲渡収入金額からの特別控除）

- ◎ 農用地区域内の土地等を農業公社に譲渡（促進計画）した場合
⇒ **800万円の特別控除**（租税特別措置法第34条の3第2項第2号）
【**農業委員会のあっせん等により農用地区域内の土地等を譲渡（農地法第3条の売買も含む）した場合の800万円の特別控除**（租税特別措置法第34条の3第2項第1号）も従前どおり活用できます。】
- ◎ 農用地区域内の農用地を買入れ協議に基づき農業公社に譲渡（促進計画）した場合
⇒ **1,500万円の特別控除**（租税特別措置法第34条の2第2項第25号）
（注）「貸付タイプ」のみ適用
- ◎ 地域計画の特例区域内※にある農用地を農業公社に譲渡（促進計画）した場合
⇒ **2,000万円の特別控除**（租税特別措置法第34条第2項第7号）
※ 区域内にある農用地等について、譲渡の相手方を農業公社に限定した区域（基盤強化法第22条の3及び4）

《 受け手 》

【不動産取得税の特例措置】

- ◎ **課税標準額の1/3を控除**（本則4%からの軽減措置）・・・ 地方税法附則第11条第1項（農用地区域内の農用地等に限る）

【登録免許税の特例措置】

- ◎ **課税標準額×1%**（本則2%からの軽減措置）・・・ 租税特別措置法第77条（農用地区域内の農用地等に限る）

貸借（農地中間管理事業）

農地中間管理事業の特長

- ◎ 複数の所有者の農地を借り入れても、**借受者の賃料支払先は農業公社1か所で済みます。**
- ◎ **所有者への賃料は、農業公社が確実にお支払いします。**
- ◎ 相続未登記等による所有者不明農地についても、農業公社が借り入れし、貸し付けることができます。

農地中間管理事業のメリット措置

※ メリット措置については各種要件を満たす必要がある場合があります

【固定資産税の特例措置】

- ◎ 所有する全農地（残農地10a未満は可）を、新たに農業公社に10年以上の期間で貸し付けた場合、**固定資産税を以下の期間中1/2に軽減**（所有者が機構から借り入れた自己所有地は除く）
⇒ 貸付期間15年以上：**5年間** 貸付期間10年以上15年未満：**3年間**・・・ 地方税法附則第15条第31項

【機構集積協力金】

- ① 地域集積協力金 農業公社を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して**協力金を交付**
- ② 集約化奨励金 農業公社からの転貸により、農地の集約化に取り組む地域に対して**奨励金を交付**

【機構関連事業】

- ◎ 農業公社が借り入れた農地について、農業者からの申請によらず、また、**農業者の費用負担や同意を求めず**に実施する大区画化等の**基盤整備を推進する事業**

【遊休農地解消緊急対策事業】

- ◎ 遊休農地を農業公社が10年以上の期間で借り入れて（使用貸借）再生整備等を行う場合は、当該事業により**整備に要する費用として10a当たり4.3万円まで農業公社が負担**



公益財団法人北海道農業公社

本 所 〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23
農用地部
農地中間管理課(農地中間管理事業)
TEL 011-252-7025(直通)
農地売買課(農地保有合理化事業(特例事業))
TEL 011-241-5751(直通)
ホームページ <https://www.adhokkaido.or.jp>



- 岩見沢支所 〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目2番地1 空知農業会館
TEL0126-23-2178
- 苫小牧支所 〒053-0021 苫小牧市若草町5丁目5番3号 日胆農業会館
TEL0144-32-8171
- 帯広支所 〒080-0022 帯広市西12条南6丁目3番地1 農協連ビル1階
TEL0155-65-0607
- 釧路支所 〒085-0018 釧路市黒金町12丁目10番地 釧路農業会館
TEL0154-22-1538
- 中標津支所 〒086-1007 標津郡中標津町東7条南1丁目1-2 根室農業会館
TEL0153-72-3296
- 北見支所 〒090-8650 北見市とん田東町617番地 オホーツク JA Bldg.2階
TEL0157-25-2826
- 旭川支所 〒070-0030 旭川市宮下通4丁目2番5号 JA上川ビル
TEL0166-25-2613
- 稚内支所 〒097-0001 稚内市末広4丁目2番31号 宗谷農業会館
TEL0162-33-3321
- 十勝育成牧場 〒089-2261 広尾郡大樹町字尾田708番地
TEL01558-7-5121

